医療費が高額になったら、申請すれば限度額を超えた分が支給されます

高　額　療　養　費

国保に加入しているすべての世帯には、その世帯の収入状況や年齢に基づいて１か月当たりの医療費の自己負担限度額が設定されています。この自己負担限度額を超えて医療費をお支払いになった場合、その超えた額が保険から給付されます。これを高額療養費とよびます。

高額療養費の取扱いについて２つのケースを説明します。

❶既に治療を終え、高額な医療費を支払い終わっている場合

医療機関に高額な支払をした後でも、この自己負担限度額を超えた額については、申請をして市から払戻しを受けることができます。

また、過去に自己負担限度額を超えた支払があり、まだ払戻しの申請をされていない方に対して、市より届出の勧奨通知をお送りしています。

❷これから入院をする等、高額な医療費がかかることが前もって分かっている場合

あらかじめ市役所で限度額適用･標準負担額減額認定証を発行し、入院等する医療機関の窓口に提示すれば、高額療養費に該当する額が請求されずにすみます。

70 歳以上の国保加入者につきましては、認定証の発行対象でない方もいるので、あらかじめ、宇佐市健康課に発行対象かをお問合せされることをおすすめします。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは？

自己負担限度額を病院に証明するための証明書です。この証明書を提示することで、保険適用の医療費の支払が１か月当たりの自己負担限度額までとなります。

ただし、食事代や個室、差額ベッド代、保険未認可の先進的な医療など、保険適用外の費用については別途支払が発生するため、**病院での支払総額が自己負担限度額までとはならないこと**にご注意ください。

・限度額適用･標準負担額減額認定証を利用しても、１か月に複数の医療機関を受診した場合は、他の医療機関での負担額が計算できないため、あらかじめ請求額を調整することはできません。その場合は、高額療養費でお返しします。

・国保税の滞納がある場合は、発行できません。

高額療養費の支給申請について

申請に必要なもの

- **世帯主の認め印（朱肉を使用するもの）**
- **振込先の通帳**
- **医療機関で支払を行った領収書もしくは支払証明書**

※ 70 歳以上の対象者は、領収書（支払証明書）の持参は不要です。

《問い合わせ》

●**宇佐市役所 健康課 国保･高齢者医療係**
…… ☎27-8135（直通）
…… ☎32-1111（代表）内線1273

●安心院支所市民サービス課 健康福祉係
…… ☎44-1112（直通）
…… ☎44-1111（代表）内線 1224

●院内支所市民サービス課 健康福祉係
…… ☎42-5111（代表）内線 136･137